児童扶養手当法の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

〇児童扶養手当法
(昭和三十六年法律第1
二百三十八号)
(抄)

(削る) 期	2 : 3 (略)	滅した日の属する月で終わる。	をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消 第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求 第	給期間及び支払期月)	改正案
に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の 第十三条の二 受給資格者(母に限る。以下この条において同じ。)	2・3 (略) 日の属する月で終わる。	開始月」という。)から始め、手当を支給すべき事由が消滅した	をした日の属する月の翌月 (第十三条の二第一項において「支給第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求	給期間及	現 行

により、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。 には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところ体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身

〇母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百十九号) (抄)

き)」とあるのは		達した日の属	未満の児童を	き(第六条第	するに至つた	「支給開始月	関し新法第十	条の規定によ	扶養手当法	をしこの法律	あって、こ	けているも	第四条 削除 第四条 ご	なお効力を有する。	扶養手当法第六条第二項に該当する者については、同項の規定は、 扶養手当法	第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童 第三条 この法	(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置) (児童扶養手	附 則	改 正 案	
	るのは、「平成十五年四月一日から起算して五年を経過	の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したと	単を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に	衆第一項の規定による認定の請求をした日において三歳	つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したと	^姫 月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当	第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条中 │	による認定を受けたものに対する児童扶養手当の支給に	伝(以下この項及び次項において「新法」という。)第六	公律の施行の日以後に第二条の規定による改正後の児童	あって、この法律の施行前に同条第一項の規定による認定の請求	けている者又は旧法の規定による手当の支給要件に該当する者で	この法律の施行の際現に旧法第六条の規定による認定を受	ついては、同項の規定は、なお効力を有する。	扶養手当法 (次条において「旧法」という。) 第六条第二項に該当	の法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童	養手当法の一部改正に伴う経過措置)	則	現行	